

平成 27 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成 27 年 9 月 1 日（火）

10：30～12：00

場 所：岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 意見交換

岩手県ふるさと振興総合戦略（素案）の概要について 資料 1

(2) 情報提供

ア 子ども・子育て支援新制度の本格施行について 資料 2

イ いわての子どもの貧困対策推進計画（仮称）の策定について 資料 3

4 その他

5 閉 会

平成 27 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議出席者名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの 保護者	保育所保護者	(社福)あすなる会 かがの保育園・保護者会	会 長	山本 学	欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園PTA連合会	会 長	大泉 愛	新任
	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	
	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五嶋 学	新任 欠席
子ども・ 子育て 支援 事業者	保 育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会 長	藤本 達也	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子	
		岩手県私立保育園連盟	会 長	佐藤 利美	新任
	教 育	岩手県国公立幼稚園協議会	事務局長	村上 幸子	
		岩手県私立幼稚園連合会	会 長	坂本 洋	
	子育て支援	NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		岩手県社会福祉協議会・岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	村上 勉	新任
	福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	欠席
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	新任
岩手県母子寡婦福祉連合会		会 長	松本 笑子		
学識 経験者	大 学	岩手県立大学社会福祉学部	教 授	遠山 宜哉	
		盛岡大学短期大学部	教 授	大塚 健樹	
その他 知事が 必要と 認めらる者	行 政	釜石市	子ども課長	高橋 千代子	
		岩手町	町民課長	田村 寿	新任
	教 育	岩手県小学校長会	月が丘小学校長	中村 説子	新任
		岩手県中学校長会	常任理事	高橋 清之	
	保 健 医 療	岩手県医師会（小児科）	常任理事	山口 淑子	
		岩手県医師会（産科）	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
	労 働	岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修	欠席
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	会 長	豊巻 浩也	
報 道	岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美	欠席	

【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部		保健福祉部長	佐々木 信
	保健福祉企画室	企画課長	小川 修
		主任主査	川村 守
	子ども子育て支援課	総括課長	南 敏幸
		主幹兼少子化・子育て支援担当課長	高橋 一志
		子ども家庭担当課長	高橋 久代
		主任主査	及川 有史
		主査	二本松 芳紀

岩手県ふるさと振興総合戦略（素案）の概要

「岩手県ふるさと振興総合戦略」…岩手県人口ビジョンを踏まえ、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標等を示すものです。

岩手県人口ビジョン

2040年及びその先の将来人口を展望

ふるさと振興の展開

人口減少を引き起こす、あらゆる「生きやすさ」に転換し、岩手への新しい人の流れを生み出します。

ふるさと振興の3つの柱

① やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。

② 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。

③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。

人口の展望が実現した場合の岩手県の姿

人口の展望

人口減少に歯止めをかけ、超長期的な人口増の可能性も視野に、2040年に100万人程度の人口を確保します。

○ 岩手で、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が生き生きと暮らす。
 ○ 県外とつながり、新しい発想に岩手があふれる。
 ○ 地方が主役になる日本の姿が岩手で実現する。

3つの施策推進目標

岩手で働く

(1) やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す施策

＜施策推進目標＞

若者の仕事や移住に関する願いに応え、県外への転出と県内への転入を均衡させる社会増減ゼロを目指します。

岩手で育てる

(2) 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す施策

＜施策推進目標＞

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。

岩手で暮らす

(3) 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す施策

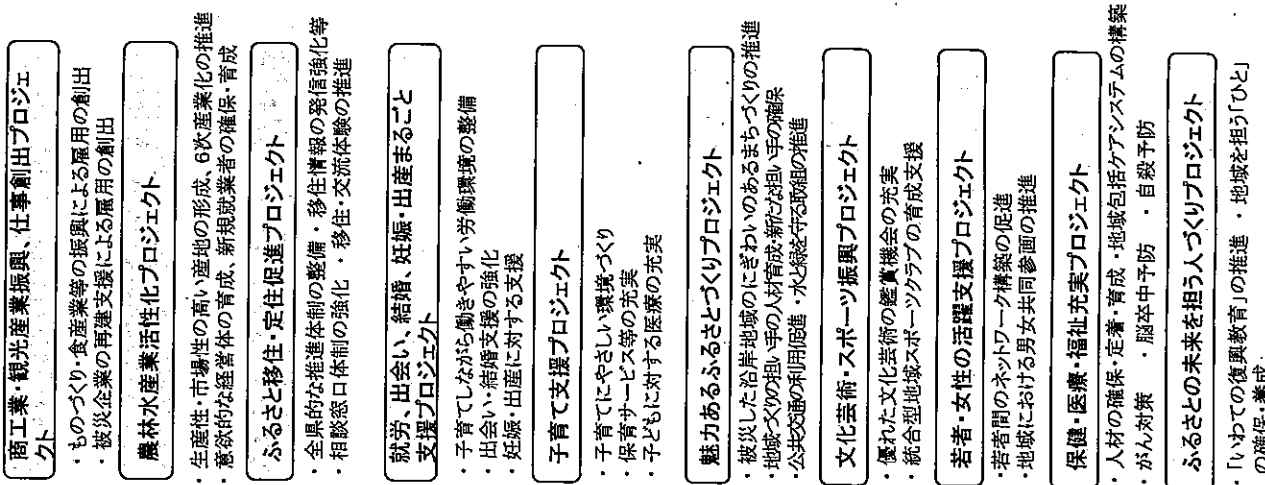
＜施策推進目標＞

岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応えられる豊かなふるさとを岩手につくりあげます。

※1 重要業績評価指標 (KPI: Key Performance Indicator) の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

総合戦略（平成27年度～平成31年度の5か年）

■ 総合戦略の展開(10のプロジェクト)



■ 主な重要業績評価指標 (KPI) (※1)

高卒者の県内就職率: 67.0% [H26 64.8%]
 創業支援件数(累計): 75件
 観光客の宿泊者数: 261万人 [H26 250万人]

新規就業者数: 250人(毎年度) [H26 246人]
 農業産出額: 2,440億円 [H25 2,433億円]
 農林水産物の輸出額: 29億円 [H26 19億円]

県外からの移住・定住者数: 1,000人(毎年度) [H25 1,098人]
 移住相談件数: 200件(毎年度)

結婚支援センターのマッチング会員成婚数: 50組
 不妊治療に係る治療費の助成延べ件数(男性不妊治療含む): 697件 [H26 632件]

放課後児童クラブ設置数: 336箇所 [H26 306箇所]
 保育を必要とする子どもに係る利用定員: 31,477人

災害公営住宅整備率: 100% (H30) [H26 25.8%]
 元気なコミュニティ特選団体の数: 162団体 [H26 137団体]
 広域的なバス路線数: 57路線(毎年度) [H26 57路線]

美術館入館者数: 70,000人 [H26 44,958人]
 統合型地域スポーツクラブ会員数: 10,200人 [H26 9,494人]

いわて若者交流ポータルサイト登録団体数: 70団体 [H26 18団体]

人口10万人当たりの病院勤務医師数: 143.0人 (H30) [H24 124.6人]
 特定健診受診率: 70% [H24 46.2%]
 自殺死亡率(人口10万人対): 23.2 [H26 26.6]

「いわたの復興教育」を学校経営計画に位置付けて取り組んでいる学校の割合: 100% [H26 100%]

岩手県ふるさと振興総合戦略(素案)の概要

■ 県民総参加の取組

岩手で働く

高工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・事業者等) ・新事業、経営革新への取組 ・取組に向けた取組支援 ・海外市場進出、海外客誘致への積極的対応
県	・中小企業の経営革新計画策定への支援 ・創業セミナーの開催や事業計画の策定支援 ・物産展、商談会開催など販路開拓に係る事業の企画・実施
農林水産業活性化プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・団体・生産者) ・6次産業化の実践 ・安全・安心、高品質な農林水産物の生産 ・農林産業の後継者の育成・新規就業者受け入れ
県	・6次産業化の実践サポート、取組の拡大 ・農林水産業の担い手確保 ・農林水産業の生産性、収益性の向上に向けた技術開発と普及
ふるさと移住・定住促進プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・NPO・県民等) ・移住者受け入れ環境の整備 ・移住者のサポート ・就職面接会等U・I・J活動 ・就職希望者と企業のマッチング
県	・移住推進体制及び首都圏等での相談窓口の整備 ・全国的な情報発信 ・市町村の取組支援 ・県外の業務経験豊富な人材の中小企業へのお試し就業の受け入れ

岩手で育てる

就労、出会い、結婚、妊娠・出産まこと支援プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・団体) ・いきいき岩手若手支援センターの設置 ・県及び市町村が実施する若手への積極的な参加
県	・いきいき岩手サポートセンターの運営に対する支援 ・若手の出会い、結婚に関する広域的な施策の実施 ・周産期医療体制の整備 ・市町村が実施する妊産婦支援に関する施策の調整 ・不妊に悩む夫婦への総合的な支援の充実
子育て支援プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・団体) ・仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 ・子育て支援に関する取組 ・県及び市町村が実施する子育て支援に関する取組への積極的な参加
県	・若手親子とも、子育てで会議による子ども・子育て支援事業支援計画の適切な進行管理 ・教育・保育の確保対策等に関する技術的助言の実施 ・子育てに関する施設整備や運営に対する支援 ・子育てにやさしい職場環境づくりに向けた総合的な施策の展開 ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する総合的な施策の実施

岩手で暮らす

魅力あるふるさとづくりプロジェクト	
県以外 の主体	(企業・団体・県民等) ・都市計画や復興まちづくり計画への参加 ・地域コミュニティ活動への参加
県	・被災者の住宅再建等への支援 ・地域コミュニティ活動を担う人材の育成
文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・団体・県民等) ・文化芸術活動の支援、文化の継承・実践 ・地域スポーツ活動への積極的な参加
県	・ラグビーワールドカップ2019の開催準備 ・統合型地域スポーツクラブの創設・育成支援
若者・女性の活躍支援プロジェクト	
県以外 の主体	(企業・若者団体・NPO等) ・取組を行うおとする若者へのサポート ・女性活躍のためのセミナーや経営者研修への積極的な参加
県	・若者グループ自らが実施する事業の支援 ・男女共同参画センターを拠点に講座等の開催
保健・医療・福祉充実プロジェクト	
県以外 の主体	(団体・企業) ・地域医療を支える真民運動の取組 ・「いわて減塩・適塩の日」に伴う減塩等の取組
県	・医師をはじめとした医療人材の養成・確保 ・地域包括ケアシステムの構築 ・脳卒中死亡率低減のための取組の実施
ふるさとへの未来を担うづくりプロジェクト	
県以外 の主体	(学校) ・「いわての復興教育」の推進 ・国際理解教育の推進
県	・経済的理由で修学困難な高校生等への支援

■ 国を挙げて取り組むべきこと

- 社会減対策として、地方重視の経済財政政策を実施することや、自然減対策として、高水準の社会保障制度、出産子育てサードシステム体制をつくることなど、地方を重視した施策を実施することが必要です。
- ＜社会減対策＞
 - ・地方創生の推進を支える地方財政基盤の充実
 - ・地方重視の経済財政政策の実施
 - ・地方への移住・定住の促進
 - ・高等教育機関の地方分散、支援の充実
 - ・企業の本社機能移転、自治体の企業誘致への支援
 - ・雇用環境の改善
 - ・高校生等の修学に対する支援
 - ・女性の活躍推進事業への支援の継続
- ＜自然減対策＞
 - ・情報通信基盤整備等への支援
 - ・バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化
 - ・結婚支援対策の充実・強化
 - ・乳幼児等医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の削減調整の廃止
 - ・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
 - ・子育てしやすい労働環境の整備

■ 総合戦略の推進と市町村との協働

- 「地域経営」の考え方で本戦略に定めた取組を着実に推進するとともに、効果を検証し、見直しを行っていくため、PDCAサイクルを構築します。
- 戦略の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることにより、戦略の実効性を高め、その着実な推進を図ります。
- ふるさと振興は、地域づくりを担う市町村との連携が不可欠であり、県は市町村の取組と一体となって、対策に取り組んでいく必要があります。市町村人口問題連絡会等を通じ、幅広く意見交換を行っていくとともに、市町村との連携を引き続き、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的に発揮されるよう進めていきます。

岩手県ふるさと振興総合戦略
～岩手県まち・ひと・しごと創生総合戦略～
(素案)

平成27年8月

I	はじめに	1
II	ふるさと振興の3つの基本目標（施策推進目標）	3
III	総合戦略の展開	17
IV	総合戦略の推進体制と評価	103

岩手県ふるさと振興総合戦略は、岩手県の人口ビジョンを踏まえ、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標等を示すものです。

I はじめに

1 本戦略の位置づけ

岩手県の人口は1997年以降減少を続け、2014年は128万人と、ピークであった1985年と比べ、12%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、岩手県の人口は今後も減少を続け、2040年には、93万8千人になることが見込まれ、その後も人口減少は止まらないため、2115年には24万人まで減少すると推計されています。

しかしながら、この推計は、いわば何ら対策を講じず、現状がこのまま継続することを前提としています。

岩手県人口ビジョンでは、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に、「住みにくさ」を「住みやすさ」に、「学びにくさ」を「学びやすさ」に、「働きにくさ」を「働きやすさ」に、「結婚しにくさ」を「結婚しやすさ」に転換していくとともに、「ふるさと振興」を積極的に展開し、2040年には100万人程度の人口を確保するよう展望しました。

この推計では、2115年には80万人程度の定常状態を迎えますが、超長期的には人口増の可能性を視野に入れていくものです。

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づき、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定するものであり、岩手県人口ビジョンを踏まえ、人々の希望の実現を図るために、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標を示すものです。

2 計画の期間

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と合わせ、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間とします。

3 いわて県民計画との関係

いわて県民計画は、県政全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。これに対し、本戦略は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定するものであり、県政全般を対象としたいわて県民計画の当該分野を展開するための戦略と位置づけられるものとなります。

4 県民総参加の取組

ふるさと振興は、県のみではなく、市町村、県民や企業、NPOの方々と共に考え、県民総参加で取り組んでいく必要があります。

岩手県では、いわて県民計画をはじめ各種の計画等において、地域社会を構成するあらゆる主体が総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を進めており、ふるさと振興においても、産学官金労言の県内のあらゆる主体が、一体となって人口減少に立ち向かっていくことが重要です。

このような考えに基づいて、県は、人口減少は県民全体の問題であることなどの周知を図り、様々な機会を通じて意見交換を行い、民間事業者や関係団体などとの協働を進めながら、県民総参加の取組としてふるさと振興に取り組んでいきます。

II ふるさと振興の3つの基本目標(施策推進目標)

(本章の構成)

1	ふるさと振興の3つの基本目標(施策推進目標)	4
(1)	やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、 岩手への新たな人の流れの創出を目指す.....	4
(2)	社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す.....	6
(3)	医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、 地域の魅力向上を目指す.....	8
2	国を挙げて取り組むべきこと.....	11
(1)	社会減対策として、地方重視の経済財政政策を実施する.....	12
(2)	自然減対策として、高い水準の社会保障制度、 出産・子育てサービス体制をつくる.....	15

<ポイント>

- 岩手県人口ビジョンに基づいて、ふるさと振興は、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に変え、人口減少に立ち向かうため、次の3つの柱で取組を進めます。
 - ① やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。
 - ② 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。
 - ③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。
- 国においては、若者・女性の生きにくさの解消に向けた制度設計や、出産・子育てに関する高いサービスの提供を行うとともに、地方を重視した経済財政政策を実施することが強く求められます。

また、地方が行う取組に対しては、人口の社会増減や財政力など、それぞれの地方の実態に応じた支援策を講じる必要があります。

1 ふるさと振興の3つの基本目標（施策推進目標）

様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換するふるさと振興を進めていくための3つの基本目標

- ① やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。
- ② 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。
- ③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。

人口減少問題は様々な要因によって引き起こされているものであり、その要因の根底にある「住みにくさ」「学びにくさ」「働きにくさ」「結婚しにくさ」などのあらゆる「生きにくさ」を「住みやすさ」「学びやすさ」「働きやすさ」「結婚しやすさ」に転換し、多くの人々が「住みたい、働きたい、帰りたい」と思える岩手を創っていくことが必要です。

人口ビジョンでは、岩手県の人口減少の要因となっている若年層の県外転出や出生率の低迷等を克服するため、「①やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す」、「②社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す」、「③医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す」を、ふるさと振興の3つの柱に掲げました。

総合戦略では、この3つの柱を基本目標に据え、その実現に向けた具体的な施策推進目標を設定し、ふるさと振興を進めていきます。

『岩手で働く』

(基本目標①) やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。

<施策推進目標>

若者の仕事や移住に関する願いに応え、県外への転出と県内への転入を均衡させる社会増減ゼロを目指します。

人口ビジョンの「人口の展望」における推計のとおり、仮に2040年に出生率が人口置換水準の2.07に達し得ても、岩手県からの県外転出が続く限り人口減少に歯止めがかからないことから、社会増減ゼロを達成することが必要です。

人口の社会減に歯止めをかけるために、次の施策を展開していきます。

(商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト)

若者等の県外転出を食い止めるためには、商工業・観光産業の振興を通じた多様な職種による仕事の創出、雇用の質の向上が重要です。

岩手県では、18～20歳前半の若者の県外転出が人口の社会減の大きな要因となっています。若者の県外転出の主な理由は、進学と就職ですが、特に注視しなければならないのが就職です。企業等が集積する東京圏においては、多様な職種の求人があり、初任給についての格差も見られる中で、多くの若者が県外に転出しています。

この流れを食い止めるために、若者・女性などへの創業支援の充実や、今後さらなる増加が見込まれる外国人観光客の受入態勢の整備・誘客促進等を通じた新たな雇用の創出に取り組みます。

さらに、仕事に相応した賃金や安定した雇用形態、若者がやりがいやプライドを持って働ける職場づくりなど、雇用の質の向上を図っていくことが重要です。

岩手県においては、企業の99.8%が中小企業であり、県南広域圏を中心に集積するものづくり産業で広く取り組まれている改善¹などを全県的に普及させ、中小企業の労働生産性を高める取組が一層必要となります。

このような取組を推進し、県内のローカル経済の振興を図るとともに、進化のためチャレンジする県内中小企業のやりがいや魅力を若者に発信し、仕事への願いに応えていきます。

(農林水産業活性化プロジェクト)

岩手県の多くを占める農山漁村地域における若者等の県外転出を食い止めるためには、本県の基幹産業である農林水産業を一層活性化し、6次産業化の取組等により所得・雇用機会を確保・拡大していくとともに、グリーン・ツーリズムなどの都市農村交流や農山漁村への移住・定住を促進していくことが必要です。

岩手県の農林水産業は、豊かな大地や豊富な森林資源、世界有数の漁場である三陸の海を生かし、多様な農林水産物が生産されるなど、全国でも有数の地位を築いてきました。

しかしながら、農林水産業は、生産物価格の低迷等により所得が減少するほか、従事者数の減少、高齢化が進んでいます。

一方、NHK連続テレビ小説「あまちゃん」で描かれた「ウニを獲り、弁当に加工し、鉄道で売る」などの地域資源を生かした生産・加工により、付加価値を高め販売を行う6次産業化²の取組は、地域資源が豊富に存在する岩手県において特に

¹ 労働生産性を高める取組。いわゆる「カイゼン」。

² 農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。

効果的であり、今後ますます多様な展開を図る可能性があります。

西和賀町の西わらびを使った6次産業化の取組など、地域資源を生かした「小さな地域の小さな取組」を支援することにより、若者等に魅力ある「強い農林水産業」と「活力ある農山漁村」を創造していきます。

（ふるさと移住・定住促進プロジェクト）

岩手への人の流れを創り出すためには、若者等への移住・定住の支援を行うことが必要です。

国が行った調査³によれば、近年10歳台・20歳台の若年層や50歳台の東京在住者の、地方への移住の希望が高いことが伺われます。

また、全国的に、都市から農山漁村への移住、いわゆる「田園回帰」が注目され、特に、この傾向は、日本創成会議が消滅可能性都市と指摘した中国地方の自治体でこそ顕著であるとの指摘も見られます⁴。

都市から農山漁村へ移住するU・Iターンを実現するためには、まず定住先において、やりがいがあり、生活を支える所得が得られる仕事の確保とともに、住居の確保等が必要です。

さらには、定住先での「暮らし」の魅力も大きな誘因となるため、ターゲットを定めて岩手が持つ魅力を強力に発信し、岩手ファンの拡大を図り、岩手での暮らし方や働き方を提案することや、岩手に移住した後も安心して暮らせるよう、一人ひとりに寄り添った岩手ならではの移住施策を推進していきます。

このような取組を通じ、若者をはじめ多くの人々の仕事や移住に関する願いに応え、2020年に社会増減をゼロにすることを、施策推進目標とします。

『岩手で育てる』

（基本目標②）社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。

<施策推進目標>

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。

人口ビジョンにおいて検証したとおり、我が国では、雇用の非正規化や所得の低下、晩婚化、未婚率の上昇などが要因となり、出生率が低下し、人口減少につながっている。

³ 内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」。

⁴ 小田切徳美 「農村たたみに抗する田園回帰」（世界 2014.9月号）、農山村は消滅しない（岩波新書、2014）。

ると考えられます。

国の長期ビジョンでは、若者の希望が実現した場合、出生率が1.8程度まで向上し、その後、人口置換水準である2.07まで出生率が向上するとしており、岩手県においても、国に呼応し出生率の向上を目指していくことが必要です。

人口の自然減を食い止めるために、次の施策を展開していきます。

(就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト)

出生率の向上を図るためには、職場での待遇改善やワーク・ライフ・バランスを確保し、全ての人働きやすい環境を社会全体で整備するとともに、結婚を希望している人、さらには子どもを産みたいと願っている人を社会全体で支えていくことが必要です。

出生率低迷の原因の一つとして挙げられている未婚化、晩婚化は、国が行った意識調査結果⁵などから、経済的理由や就労環境の悪化などが背景にあると考えられます。

男性の育児休業取得率が低いことや長時間労働など国の長期ビジョン⁶でも指摘されている「生きにくさ」を解消し、働きやすい就労環境の土台を社会全体で形成していくための取組を進めます。

また、結婚しない理由には、出会いの機会が少ない、適当な相手に巡り会わないということもあり、出会いの場の提供や相手とのマッチングなどを通じた支援等を行い、結婚しにくさを解消していきます。

(子育て支援プロジェクト)

出生率の向上を図るためには、子育て中の家庭を社会全体で支え、子どもを育てやすい環境を築いていくことが必要です。

日本の出生率は1.41(H26)と、人口置換水準(2.07)を下回る状況が長く続いています。出生率の低迷は、若者や女性の生きにくさが、数字として表れたものと捉えることができ、その原因の一つとして、子育てのしにくさが挙げられます。

国際的な比較において、国民が子どもを育てやすいと感じている国の出生率は高い傾向が見られます⁷。

また、国内においては、少子化対策に積極的に取り組んでいる自治体の出生率に改善傾向が見られるとの分析もあります⁸。

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」。

⁶ まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(平成26年12月27日閣議決定)。

⁷ 内閣府資料(高橋美恵子氏(大阪大学大学院言語文化研究科教授)作成資料)。

⁸ 内閣府資料(「地方公共団体における少子化対策等の現況調査について」(2014.9))。

子育て中の親たちや、ボランティア、NPOなどが連携し、地域社会全体で子育て家庭を支援し、子育てのしにくさを解消していきます。

このような取組を通じ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指すことを、施策推進目標とします。

『岩手で暮らす』

(基本目標③) 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。

<施策推進目標>

岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応えられる豊かなふるさと岩手をつくりあげます。

医療・福祉や公共交通などの日常生活の利便性や、教育環境等の充実は、地域で人々が豊かで快適に生活するための基礎を形成するものです。

地域の基盤の強化や魅力の向上を図り、その地域で暮らしたいという人々の希望に応えることが、人口減少を食い止めるために必要です。

そのために、次の施策を展開していきます。

(魅力あるふるさとづくりプロジェクト)

人々がふるさとで豊かな暮らしを続けるためには、ふるさとの魅力を更に高めていくことが必要です。

このため、高齢者をはじめ地域に住む人々が近場で買い物ができる地元商店街の活性化や、東日本大震災津波で被害を受けた地域の再建などに取り組みます。

また、国際リニアコライダー（ILC）を核とした国際学術研究拠点の形成を目指し、外国人研究者やその家族などの受入れ環境整備の検討を進めながら、地域の国際化を展望します。

さらに、地域コミュニティの強化や公共交通の利用促進、多様で豊かな環境の保全などを通じて豊かなふるさとを実現し、人々の「岩手に住みたい」という願いに応えていきます。

(文化芸術・スポーツ振興プロジェクト)

文化芸術は、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって重要な意義を持っています。

本県は、世界遺産を含めた文化芸術の情報発信の強化や若者の新しい文化芸術への支援、文化芸術に「触れる」機会の増加、伝統文化の保存・継承、文化芸術支援ネットワークの形成などの取組を進めていきます。

また、人々がいきいきと暮らすためには、ライフスタイルに応じてスポーツを楽しむことが必要です。

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができる環境整備を進めるとともに、ラグビーワールドカップ2019等の国際的スポーツイベントなどを通じて、内外の人々の交流が広がる地域づくりを進めます。

(若者・女性の活躍支援プロジェクト)

ふるさとがいきいきと躍動し、人々を引き付ける地であるためには、若者と女性の活躍を促進することが必要です。

若者の活躍は、今までにない発想や行動を生み出し、それらは岩手、日本の未来を切り拓く大きな力になることが期待されます。また、女性の活躍を推進するとともに、男女が対等な構成員として参画することにより、誰もが生きやすい社会につながることを期待されます。

若者や女性が活躍できるための支援に取り組み、全ての人々にとって住みよい、魅力ある地域づくりに取り組んでいきます。

(保健・医療・福祉充実プロジェクト)

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健・医療・福祉の充実が必要です。

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな医療、福祉・介護等のサービスを提供していくため、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村の取組を積極的に支援していきます。

また、人々が生涯を通じていきいきと暮らすためには、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代、あらゆる環境の人々が健康に長生きすることが必要です。

がんの早期発見や早期治療などの包括的ながん対策や、「いわて減塩・適塩の日」等の脳卒中予防のための取組や、喫緊の課題である本県の自殺死亡率の改善を図る取組を強化していきます。

(ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト)

ふるさと振興の要は人です。人が岩手を創り、また、岩手が人を創る好循環が生まれます。

岩手の将来を担う子どもたちを育て、岩手を牽引する人材の育成が重要です。

また、人がその土地に住み続けるためには、郷土への愛着や誇りがが必要です。

特に若者のこうした郷土に対する思いを醸成するためには、本県ならではの教育に取り組み、郷土への誇りを育むことが必要です。

東日本大震災津波による被災体験を踏まえ復興教育に引き続き取り組み、岩手の復興・発展を担い、郷土愛にあふれる人づくりを進めていきます。

このような取組を通じ、岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応え、豊かなふるさと岩手をつくりあげることが、施策推進目標とします。

2 国を挙げて取り組むべきこと

- ◎ 地方を重視した経済財政政策を充実させる。
- ◎ 若者・女性の生きにくさの解消に向けた全国統一的な制度設計や、日本のどこで産んでも出産・子育てに関する高いサービスが受けられるような仕組みを作る。
- ◎ 地方が行う取組に対して、人口の社会増減や財政力など、それぞれの地方の実態に応じた支援策を講じる。

人口ビジョンで検証したように、人口の社会増減には、地域の雇用環境が強く関わっています。雇用環境は、有効求人倍率などの就職環境を始め、正規・非正規雇用の別や賃金水準など広範にわたりますが、こうした環境は、国の経済政策や労働政策によるところが大きく、地方だけの政策では十分な改善が困難です。県として、雇用対策や産業振興に努めることはもちろん、国による大胆な政策が不可欠です。

また、人口の自然増減は、これまで団塊の世代などに支えられ、増加基調にありましたが、全国においても2008年をピークに減少に転じました。合計特殊出生率は全都道府県で人口置換水準の2.07を下回っており、このままの水準で推移した場合、日本の将来人口は、2110年に4,000万人程度になる推計（国の長期ビジョン）もなされています。

また、合計特殊出生率の向上には、就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた施策が必要です。このため、地域ならではの出会いの場の提供や地域環境を生かした子育て支援など、地方が自らの特色を生かした施策を実施することはもちろん、就労環境の整備や子育てに関する社会保障の充実など、国において実施すべき政策が非常に重要です。

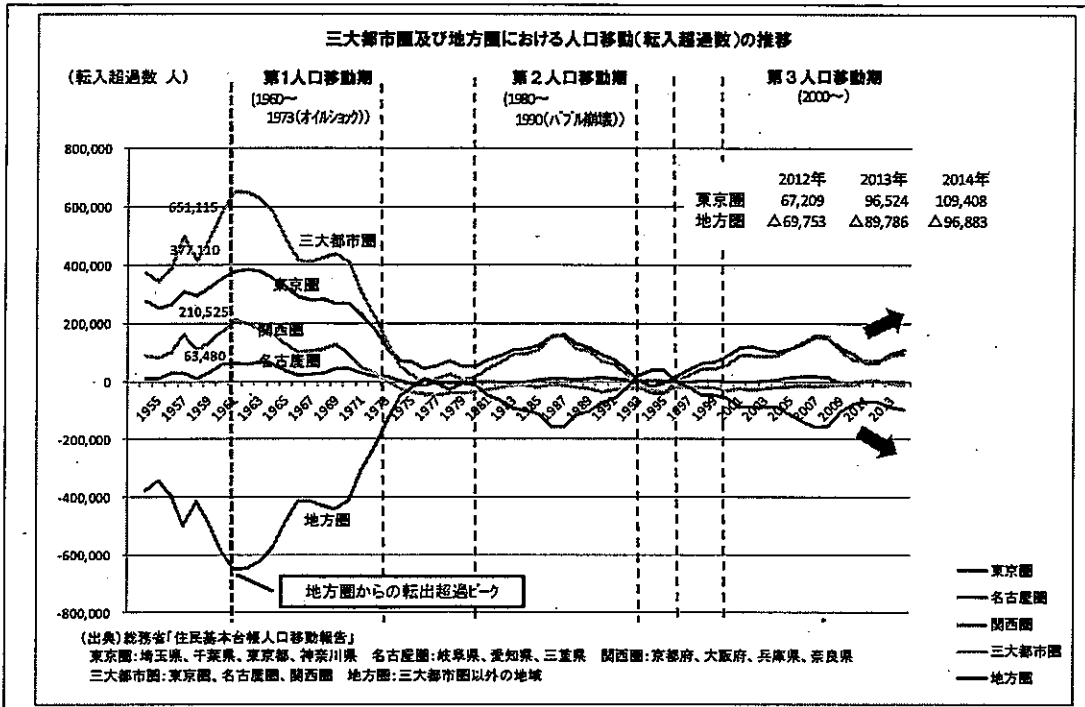
国の経済政策において、首都圏を中心に展開し、その施策効果を地方に波及させるという首都圏先行型の政策は、地方からの人口流出が加速する恐れがあります。地方創生のためには、まずは国において、地方を重視した施策を実施することが必要です。

(1) 社会減対策として、地方重視の経済財政政策を実施すること

(地方の働きにくさを解消する地方重視の経済財政政策)

人口移動には、これまで3つの波が存在するといわれています。1960年代からオイルショックまでの第1期人口移動期、1990年代からバブル崩壊までの第2期人口移動期、そして2000年代に始まる第3期人口移動期の3つです。(図1)

(図1)



これらの時期は、高度経済成長やバブル経済など、首都圏と地方圏の経済格差が拡大した時期であり、こうした時期に、首都圏への人口移動が加速しています。

一方、人口移動が縮小傾向を見せるのは、国による地方重視の経済対策が実施されてきた時期と重なっており、こうした政策を採用することが地方からの人口流出を抑制する一つの大きな手段となります。

このことは、岩手県の人口の社会増減の推移を見ても明らかであり、国における、地方重視の経済財政政策を実行することが必要です。

(大胆な政府関係機関の地方移転や I L C など新たな機関の建設について)

平成 23 (2011) 年に国立社会保障・人口問題研究所が行った調査によると、岩手県をはじめ東北圏の出身者は、地元定着率が 58.0% と他圏域と比べ低く、また、東北圏出身者が東京圏に留まる割合も 30.4% と、北関東圏 (15.1%) や中部・北陸圏 (11.7%) に比べても、圧倒的に高いことがうかがえます。(図 2)

(図2)

「人口移動調査」による出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

出生地	調査人数 (人)	現住地(%)										
		北海道	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
北海道	1,310	81.1	0.7	0.9	11.2	2.2	1.8	0.6	0.0	0.2	0.2	1.0
東北	1,407	2.0	58.0	3.7	30.4	2.4	1.1	1.1	0.3	0.2	0.1	0.6
北関東	1,675	0.2	0.1	81.3	15.1	1.0	0.8	0.6	0.3	0.2	0.0	0.4
東京圏	5,337	0.4	0.1	2.7	90.4	1.7	1.3	1.5	0.4	0.6	0.1	0.9
中部・北陸	3,626	0.2	0.0	1.1	11.7	81.6	2.9	1.4	0.4	0.4	0.0	0.2
中京圏	2,680	0.0	0.0	0.3	5.0	1.5	89.9	1.5	0.7	0.3	0.1	0.8
大阪圏	3,461	0.1	0.0	0.1	5.9	1.3	2.4	79.9	6.8	1.4	0.5	1.5
京阪周辺	822	0.0	0.1	0.0	4.1	0.9	1.9	10.9	80.4	0.9	0.0	0.7
中国	2,037	0.1	0.1	0.1	6.8	0.7	1.9	7.0	0.7	79.7	0.6	2.1
四国	995	0.0	0.1	0.4	6.4	0.8	1.8	9.8	1.2	2.6	75.8	1.0
九州・沖縄	3,895	0.2	0.0	0.4	8.1	0.9	2.6	4.2	0.7	1.7	0.3	80.8

2011年 第7回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

この調査結果が表すように、東京一極集中問題の大きな部分は、東京圏と東北圏の人口移動によってもたらされていると言ってもよいと考えます。

国の総合戦略では、政府関係機関の地方移転を打ち出し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、道府県等の提案を踏まえ、移転機関を決定するとしています。

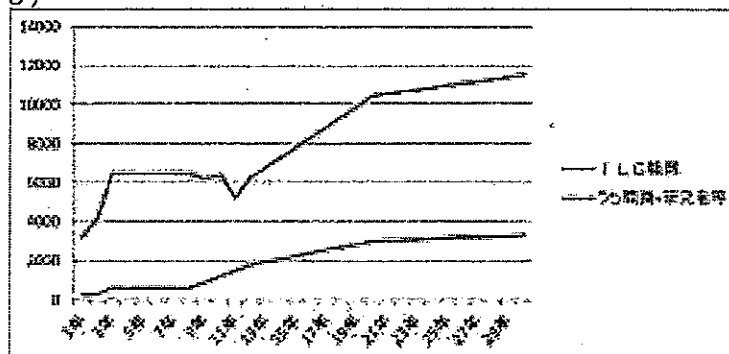
岩手県としても、国に対し、関係市町村と調整し、現政府機関の地方移転や新たな研究機関等の設置について、積極的な提案を行っていくこととしています。

国は、先に掲げたデータを踏まえ、地方創生を始めるには、まず東北からとの意気込みを持って、大胆な政府機関の移転を推進することを期待します。

また、日本での建設が最有力とされている国際リニアコライダー（ILC）は、日本が世界に大きく貢献することのできる施設です。東北ILC推進協議会の報告によると、ILCの建設による移住効果は20年間で1万人以上（図3）とされ、人口減少が進む東北地方において大きな起爆剤となることは確実です。

国内研究者によるILC立地評価会議は、北上山地を最適建設候補地としたところであり、国においては、ILC日本誘致の方針を早期に決定することを期待します。

(図3)



(地方の生活しにくさを解消する弱者に優しい施策)

人口減少が進む地方では、公共交通機関の路線維持や運行回数の確保が困難な場合もあり、このことが、住民の生活しにくさにつながり、社会減の一因となっているとも考えられます。

また、地方では、都市部に先行して高齢化が進んでいます。高齢者等の移動に支障を感じている人や、居住地周辺に商店街や病院等がないために日常生活に不便を感じている人々が多くいます。地方では、こうした人々に対するきめ細かな対応を行っています。今後、人口減少、高齢化の進行により、更なる対応が必要となるものと考えます。

国においては、鉄道やバスなどの生活路線に対する恒久的な支援など、地方における生活しにくさ、生きにくさの解消に向けた取組を更に進めることを期待します。

【国に期待する施策例】

- ・ 地方創生の推進を支える地方財政基盤の充実
- ・ 地方重視の経済財政政策の実施
- ・ 地方への移住・定住の促進
- ・ 高等教育機関の地方分散、支援の充実
- ・ 企業の本社機能移転、自治体の企業誘致への支援
- ・ 雇用環境の改善
- ・ 高校生等の修学に対する支援
- ・ 女性の活躍推進事業への支援の継続
- ・ 情報通信基盤整備等への支援
- ・ バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

(2) 自然減対策として、高い水準の社会保障制度、出産・子育てサービス体制をつくること

(若者・女性の生きにくさの解消に向けた制度設計)

自然増減は、出産や子育てに関わる社会保障施策、女性の働きやすい職場環境、正規・非正規雇用で代表される雇用形態などの影響を受けるものと考えられます。2005年に公表されたOECD⁹レポートでも、日本において、育児費用の直接的軽減や保育サービスの拡充などの対策が適切に講じられれば、出生率が2.0まで回復する可能性があると考えられています。

これまで日本は、労働者1人が一家を支える家族形態を前提とした社会保障政策（例えば、配偶者の保険料も労働者が負担。）が取られてきました。一部の識者からは、このような政策を捉え、我が国においては福祉政策よりも雇用政策を重視する傾向が強かったことが指摘されています¹⁰。このことが、男性に長時間労働を強い、女性の社会進出を阻害する要因となってきたとも考えられます。

しかしながら、生産年齢人口が減少し、高齢者が増加する中においては、男性の長時間労働を前提に形成されてきた職場環境の改善や、一人ひとりの希望に応じた働き方を可能とする多様な雇用形態の普及とともに、生涯を通じた社会保障制度の充実など、若者・女性がより安心して生活できる制度設計が国において行われることを期待します。

(全国一律の高い水準の出産、子育てサービスをどこで産んでも受けられる取組)

本来、出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスが受けられることが望まれます。

社会保障の一施策である医療費助成を例にとった場合、東京23区では、0歳から中学校を卒業するまでの間、医療費全額助成を実施しており、自己負担は発生していません。さらに、千代田区は、高校生の医療費も全額助成を行っています。

また、神奈川県川崎市においても0歳児に対する全額助成をはじめ、中学校卒業時まで一定の年収要件の下、全額助成（小2～中3までは入院費のみ）を実施しています。

一方、県内のある市では、全額助成は実施しておらず、助成も小学校卒業時まで（小学生は入院のみ）にとどまっています。（図4）

⁹ 経済開発協力機構（OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development）。

¹⁰ 宮本太郎 「福祉政治」（有斐閣、2008年）。

(図4)

地方公共団体独自の医療費助成の例

		原則	東京23区	神奈川県川崎市	本県自治体の例
小学校 入学前	0歳	自己負担2割	0歳～中学校卒業まで自己負担なし(全額助成)	自己負担なし	0歳～就学前 ・自己負担額から1診療報酬明細書ごとに入院外1月750円、入院1月2500円を差し引いた額を助成(年収要件なし)
	1歳			1歳～小学1年生 ・自己負担なし(年収706万円以下の場合)	
	2歳				
	3歳				
	4歳				
	5歳				
6歳	小学2年～ 中学校卒業 入院のみ自己負担なし(年収706万円以下の場合)	入院のみ自己負担額から1診療報酬明細書ごとに1月2500円を差し引いた額を助成(年収要件なし)			
7歳					
8歳					
9歳					
10歳					
中学校	11歳	自己負担3割		13歳	自己負担3割
	12歳				
	14歳				
	15歳				

※「社会保障と税の一体改革」財務省資料を参考に作成。

各地方公共団体とも、非課税世帯等に対する制度は別途あり。

それぞれの地域が自らの地域を住みやすく、その魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってきますが、出産、子育て等に必要なサービスについては、地方の財政力によって差が出ないことが望ましいと考えます。

そのためにも、国においては、地方財源の偏在是正なども含め様々な取組を進めることを期待します。

【国に期待する施策例】

- ・ 結婚支援対策の充実・強化
 - ・ 乳幼児等医療費助成の一律化
 - ・ 地方単独医療費助成事業の現物給付化¹¹による国庫負担金の減額調整の廃止
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
 - ・ 子育てしやすい労働環境の整備
- など

以上に掲げた施策のほか、特に若者・女性の生きにくさの解消や働きにくさの解消等に向けた各種施策が広く浸透するよう、国民意識の醸成にも大いに期待します。

¹¹ 医療費助成の受給者が医療機関の窓口で助成額を差し引いた受給者負担のみを支払う方法。

Ⅲ 総合戦略の展開

(本章の構成)

1 やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す施策	19
(1) 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	20
(2) 農林水産業活性化プロジェクト	39
(3) ふるさと移住・定住促進プロジェクト	45
2 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す施策	50
(1) 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト	51
(2) 子育て支援プロジェクト	55
3 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す施策	58
(1) 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	59
(2) 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	73
(3) 若者・女性の活躍支援プロジェクト	82
(4) 保健・医療・福祉充実プロジェクト	87
(5) ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	95

ここでは、ふるさと振興の3つの基本目標ごとに、取組の方向や内容を掲げています。

それぞれの施策分野ごとに、現状と課題を示した上で、それらを踏まえたふるさと振興の取組や成果目標、県、市町村、関係団体等の役割を表す構成としています。

2 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指す施策

<ポイント>

- 就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目のない支援により、県民の結婚したい、子どもを産みたい、育てたいという希望をかなえる取組を進めます。
- 保育所の整備や保育サービスの拡充、保育従事者の確保に取り組むほか、放課後児童クラブの充実、子育てと仕事の両立の支援など子育てにやさしい環境づくりを目指します。

2-(1) 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト

<取組の方向>

平成 27 年4月から施行された「いわての子どもを健やかに育てる条例」の基本理念に基づき、就労、出会い、結婚、妊娠、出産まで切れ目なく支援を行い、結婚したい、子どもを産みたいと願う県民の希望をかなえる取組を推進します。

〔現状と課題〕

- 本県の合計特殊出生率は、近年持ち直しの傾向はあるものの、未婚化、晩婚化などの影響により低い水準にとどまっています²³。
出生率低下の背景には、子育て世代の所得の減少や非正規労働者の増加、教育に関する費用負担といった経済的事情、出産後の女性の就労継続の困難さ、子育て世代の長時間労働といった就労環境の問題等に加え、婚姻や家族についての考え方の多様化など、社会環境などの外的な環境と個人々の価値観の変化があると考えられます。
こうした様々な原因によって起こっている出生率の低迷に対応するためには、単なる経済的支援だけでなく、子育てを社会全体でどのように支えていくかという視点も含め、幅広く取り組んでいく必要があります。
- 男女の出会い、結婚から妊娠・出産、子育てに至るライフステージに応じて関係機関が連携してきめ細かく支援し、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることが必要です。
特に、結婚できない理由として、適当な相手に巡り会わない、出会いの機会が少ない、結婚により狭まる人生設計への不安があり²⁴、出会いの場の創出、結婚を望む若者への支援や、未婚者に対するライフデザインの構築支援が必要です。
- 安心して出産に対応できる体制を構築するため、地域において、妊娠や出産に伴うリスクに応じた医療を適切に提供できる周産期医療体制の整備が必要です。
妊産婦に対するケアの有無は、第2子、第3子の出産に対する影響が少なからずあるところであり、地域の実情に応じた妊産婦ケア拠点の設置や人材の確保・育成などに取り組むことが必要です。
また、出産を望む人々に対する不妊治療支援に取り組むことが必要です。

²³ 2014年の合計特殊出生率は1.44。

²⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」。

- 第2子、第3子を望む人々が出産を決意する要因の一つに、パートナーの育児参加の有無が挙げられており、時短勤務など男女が共に家事・子育てに参加しやすい働き方の普及や国による制度の創設が必要です。

ふるさと振興の具体的な取組

〔主な取組内容〕

① 子育てしながら働きやすい労働環境の整備

- ・ 女性が結婚・出産後もその能力を発揮しながら働き続けることができるなど、子育てしやすい労働環境の整備を図るため、雇用の維持、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や、賃金などの労働条件の改善等について、岩手労働局等と連携し、企業・関係団体への要請活動を行います。
- ・ 子育てしやすい労働環境の整備を促進するため、国等との連携による労働相談や、労働関係法令、助成制度等の周知・啓発活動を行います。
- ・ 経済団体や産業団体と連携し、事業所におけるワーク・ライフ・バランスや女性登用を推進するための研修会等を開催するほか、男性の理解・協力促進のための講座を開催するなどの取組を実施します。

KPI：■子育てにやさしい企業認証企業数（累計）：38社 [H26実績値23件]

<県民総参加の取組>

出生率低迷の原因を仕事の面から取り除くためには、企業が子育てしやすい労働環境の整備に取り組む必要があり、国、県、市町村、関係団体等は連携しながら、その取組を支援します。

県以外の主体	<p>(企業・労働団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の維持・拡大 ・労働環境の確保・改善 <p>(経済団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員団体や企業等への意識啓発 	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度の整備、周知 ・助成制度等による支援 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等への要請、意識啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ等を活用した労働関係法令や助成制度の周知 ・労働環境整備をテーマとしたセミナー等の開催による啓発 ・国等との連携による企業・関係団体に対する雇用の維持や働き方改革の推進の要請 ・就業支援員等による労働相談 	

② 出会い・結婚支援の強化

- ・ 市町村等と連携し、若者の出会い・結婚・家庭を考えるセミナー・フォーラムや結婚支援ネットワーク会議を開催し、広く結婚への意識醸成、情報発信を行います。
- ・ 全県を対象とした「結婚支援センター」を新たに設置・運営し、婚活イベント情報の発信や、結婚を望む人々の会員登録、マッチング支援を実施します。

KPI：■結婚支援事業を行っている市町村数：33市町村〔H26実績値17市町村〕

■結婚支援センターの会員数：1,000人

■結婚支援センターのマッチング会員成婚数：50組

③ 妊娠・出産に対する支援

- ・ 安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、県内10箇所の「周産期母子医療センター」の運営を支援するとともに、「周産期医療情報ネットワーク」を活用した緊急搬送体制の確保や、周産期医療機関の機能分担と連携の強化を図ります。
- ・ 女性の特定不妊治療（体外受精、顕微授精）への補助に加え、男性不妊治療に対する補助を創設するとともに、不妊治療の課題解決のための協議会を設置し、検討を行います。
- ・ 女性健康支援センター（保健所）による総合相談や不妊専門相談センターでの不妊相談を継続するほか、市町村との連絡調整会議の開催や母子保健コーディネーターなどを対象とした研修を実施します。

KPI：■周産期医療情報ネットワークシステム参加率：100%〔H26実績値98%〕

■不妊治療に係る治療費の助成延べ件数（男性不妊治療を含む）：697件

〔H26実績値632件〕

<県民総参加の取組>

市町村は、出会い事業の実施、民間主催の出会いイベントへの支援、住民の機運醸成など、若者の出会い・結婚に関する施策を実施します。また、妊産婦等への保健指導の充実を図るなど、安心して出産できる環境の整備に取り組みます。

医療機関は、周産期医療機関等との機能分担と連携の推進に取り組みます。

企業・団体は、県及び市町村が実施する施策に協力します。

県民・NPO等は、就労、出会い、結婚、妊娠・出産の支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力します。

県は、市町村や企業・団体と連携を図りながら、「いきいき岩手結婚サポートセンター」の運営を支援するほか、若者の出会い・結婚に関する広域的な施策を実施します。また、医療機関等と連携し、周産期医療体制の整備に取り組むとともに、市町村が実施する妊産

婦支援に関する施策の調整や、不妊に悩む夫婦への総合的な支援など、安心して子どもを
 生み育てられる環境を整備します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 <p>(企業・団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人いきいき岩手支援財団による「いきいき岩手結婚サポートセンター」の設置・運営 ・県及び市町村が実施する施策への協力 <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村が実施する施策への積極的な参加 ・行政、企業、団体と連携した取組の実施 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の出会い・結婚に関する施策の実施 ・周産期医療に係る医療機関との連携 ・妊産婦等への保健指導の充実
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき岩手結婚サポートセンター」の運営に対する支援 ・若者の出会い・結婚に関する広域的な施策の実施 ・周産期医療体制の整備 ・市町村が実施する妊産婦支援に関する施策の調整 ・不妊に悩む夫婦への総合的な支援の充実 	

2-② 子育て支援プロジェクト

＜取組の方向＞

平成27年3月に改定した「いわて子どもプラン」や、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」による「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所の整備や保育サービスの拡充、保育従事者の確保に取り組むほか、放課後児童クラブの充実、子育てと仕事の両立の支援など子育てにやさしい環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- 少子化・核家族化の進行により、子育て力の低下や孤立化が懸念されていることから、「いわて子どもプラン」などに基づき、社会全体で子どもや子育ての支援に取り組むことが必要です。
- 企業、市町村、地域等の子育て支援策の取組を促進することによって、社会全体で子育てにやさしい環境づくりを行う意識の啓発や機運の醸成を図ることが必要です。
- 「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、子育てと就労を両立するための保育所等の整備や就労形態の多様化に伴う各種保育サービスの拡充、保育士等の保育従事者の確保とともに、放課後児童クラブの充実などを図ることが必要です。

ふるさと振興の具体的な取組

【主な取組内容】

① 子育てにやさしい環境づくり

- ・ 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを促進するため、子育てにやさしい企業等認証・表彰制度に取り組むとともに、イクメンハンドブックや子育てマンガの配布等によりワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発を行います。
- ・ 地域力を活かした子育てを支援するため、「いわて子育て応援の店」協賛店舗への登録を働きかけていきます。

KPI：■「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（延べ数）：1,800店舗【H26実績値 1,450店舗】

■子育てにやさしい企業認証企業数（延べ数）：38社【H26実績値 23社】

② 保育サービス等の充実

- ・ 「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所、認定こども園などの多様な保育施設の整備や、小規模保育事業、放課後児童クラブの充実などを図ることなどにより、待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービス等の充実を支援します。
- ・ 「保育士・保育所支援センター」の設置などにより保育人材の確保に取り組むほか、市町村が行う放課後児童クラブ等で従事する「子育て支援員」の認定研修を支援します。

KPI：■保育を必要とする子どもに係る利用定員：31,477人

■放課後児童クラブ設置数（累計）：336箇所〔H26実績値306箇所〕

③ 子どもに対する医療の充実

- ・ 小児医療遠隔支援システムの利活用の促進を図るなど小児医療体制の強化に取り組むとともに、未熟児や小児慢性特定疾病に対する医療費助成を行います。また、子ども妊産婦医療費助成及びひとり親家庭医療費助成等を行うとともに、就学前児童及び妊産婦に係る医療費助成の現物給付化に取り組みます。

KPI：■小児医療遠隔支援システム利用回数：120回〔H26実績値80回〕

<県民総参加の取組>

市町村は、市町村子ども・子育て会議による「子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施に努めるとともに、住民ニーズに応じた教育・保育サービスの提供、放課後児童対策や地域子育て支援拠点による放課後や家庭における子育て支援施策の実施など、地域の実情に応じた子育て支援について、NPOや地域コミュニティと連携しながら、主体的に取り組めます。

子ども・子育て支援機関等は、専門的な知識及び経験を生かし、県及び市町村と連携しながら、子ども・子育て支援を実施します。

企業・団体は、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力します。

県民・NPO等は、子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力します。

県は、岩手県子ども・子育て会議による「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の適切な進行管理に努めるとともに、教育・保育の確保対策等に関する技術的助言の実施、保育従事者等の確保に向けた取組の実施、子育てに関する施設整備や運営に対する支援など、子育て支援施策を総合的に実施します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(子ども・子育て支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識・経験を活かした子ども・子育て支援の実施 ・県及び市町村と連携した支援の実施 <p>(企業・団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 <p>・県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策への協力</p> <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力を活かした子育て支援活動の実施 ・児童の健全育成活動の実施 ・行政、企業、支援機関等と連携した取組の実施 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て会議による子ども・子育て支援事業計画の着実な実施 ・住民ニーズに応じた教育・保育サービスの提供、 ・放課後児童対策や地域子育て支援拠点等による放課後や家庭における支援施策の実施
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県子ども・子育て会議による子ども・子育て支援事業支援計画の適切な進行管理 ・教育・保育の確保対策等に関する技術的助言の実施 ・保育従事者等の確保に向けた取組の実施 ・子育てに関する施設整備や運営に対する支援 ・子育てにやさしい職場環境づくりに向けた総合的な施策の実施 ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する総合的な施策の実施 	

右手で暮らす

3 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す施策

<ポイント>

- 日常生活の利便性の向上により暮らしやすさを実現し、地域の魅力を高めます。また、地域コミュニティ活動への支援、公共交通の利用促進、豊かな環境の保全・形成など魅力あるまちづくりを進めます。
- 地域の伝統文化をはじめとする文化芸術やスポーツの振興、若者や女性の活躍できる環境づくりなどにより、地域の魅力を高めます。
- 医療、福祉・介護を充実していくとともに、健康と長生きのための取組の推進し、若者からお年寄りまで全ての人々が安心して暮らせる地域をつくります。
- 豊かなふるさとの将来を担う人づくりの推進や教育の振興を図り、地域の活性化を実現します。

3-(4) 保健・医療・福祉充実プロジェクト

〈取組の方向〉

- ・ 後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が見込まれる中において、医療、福祉・介護に従事する職員の確保を図るとともに、関係機関が連携した取組を推進し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ・ 県民の健康増進と長生きのために、平成26年3月に策定した「健康いわた21プラン（第2次）」に基づき、がん対策や脳卒中予防を推進するとともに、平成27年3月に策定した「岩手県自殺対策アクションプラン」に基づき、包括的自殺対策プログラムの県内全域での実施・定着などにより、自殺対策に取り組みます。

〔現状と課題〕

〈医療、福祉・介護の充実〉

- 本県の老年人口は、2020年まで増加することが見込まれており、特に後期高齢者人口は2030年まで増加していくため、医療、福祉・介護の需要の増加が見込まれます。
一方、生産年齢人口が減少していくことが見込まれており、こうした需要を地域で支える人材を確保していく必要があります。
- 本県の人口10万人あたりの医師数は全国平均を下回っており、また、看護職員も不足する中において、引き続き、医療従事者の養成・定着や地域偏在の解消に向けて取り組む必要があります。
- 首都圏では、今後急速に老年人口が増加し、福祉や介護の需要増加が見込まれており、これらを担う人材が地方から転出していくおそれがあります。高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村が行う医療、福祉・介護等が連携したサービス提供体制の整備を支援していく必要があります。
- 生活保護受給者や生活困窮者ができるだけ早期に生活困窮状態が解消され、安心して自立した生活が送れるように、一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援等に取り組む必要があります。

《健康・長生きの支援》

- 県民の疾病による死亡の最大の原因であるがんによる死亡（人口10万人あたりの悪性新生物による死亡率333.0、2013年）を減少させるとともに、がん患者の生活の質の向上を図るため、「岩手県がん対策推進条例」に基づいて、がんの予防から早期発見・早期治療、がん医療、緩和ケアまでの包括的ながん対策を推進することが必要です。
- 本県は、脳卒中年齢調整死亡率（2010年）が全国で最も高いことから、この改善に向け、全県を挙げ一層の取組を進めることが必要です。
- 疾病予防や早期発見につなげるため、市町村や医療保険者間の連携を促進し、県民が受診しやすい環境の整備を進めることにより、特定健診受診率の向上を図ることが必要です。
- 2014年における自殺死亡率³⁰が全国で最も高く、特に、本県では50代の男性、70歳以上の女性の自殺者が多い状況にあることから、今後も、メンタルヘルス対策など各種の自殺予防施策を強化していくことが必要です。

ふるさと振興の具体的な取組

【主な取組内容】

《医療、福祉・介護の充実》

① 人材の確保・定着・育成

- ・ 高齢化の進展により増大する医療、福祉・介護需要に対応した、「人材の確保」、「人材の定着」、「人材の育成」を推進するため、関係団体と連携し、医師・看護師等に対する修学資金の貸付や福祉人材センターが実施する介護福祉士等修学資金貸付金等により県内就業者の確保等を中長期に実施します。

KPI：■県内の保育士養成施設卒業者のうち、県内の保育所・認定こども園に就職した者の数：

140人（毎年度）〔H26実績値145人〕

■介護の職場に就職した人数：210人（毎年度）〔H26実績値288人〕

■人口10万人当たりの病院勤務医師数：143.0人（H30年度）〔H24実績値124.6人〕

■社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金により貸付を受けた者のうち、県内社会福祉施設等に就職した者の数：50人（毎年度）〔H26実績値50人〕

³⁰ 人口10万人あたりの自殺者数。

② 潜在有資格者や多様な人材の参入

- ・ 看護師、介護福祉士、保育士等の潜在有資格者の復職や多様な人材の新規参入・定着を支援するため、ナースセンターや福祉人材センター等と連携し、事業所とのマッチング支援を行うとともに、就業に向けた研修や職場体験等を実施します。

K P I : ■潜在看護職員研修参加者数 : 30 人 [H26 実績値 24 人]
■福祉人材センター (無料職業紹介) を利用し、就業した者の数 : 190 人 (毎年度)
[H26 実績値 189 人]
■介護分野就職希望者向け職場体験を受けた人数 : 40 人 (毎年度) [H26 実績値 34 人]
■保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の県内保育所等への就職数 : 60 人
(毎年度) [H26 実績値 60 人]

③ 関係機関が連携した取組の推進

- ・ 近年、有効求人倍率が高い状態にあり、また、首都圏を中心に都市部における高齢化の進展により需要が増加することが想定されることから、医療、福祉・介護の事業者自らが処遇・待遇の改善や、魅力ある職場づくりに取り組み、地域で資格や経験を生かして働き続けられる人材を確保できるよう、関係団体との懇談会等を通じて環境づくりを推進します。

K P I : ■保育所に係る処遇改善実施率 : 100.0% [H26 実績値 78.0%]
■特別養護老人ホームに係る処遇改善実施率 : 96.0% [H26 実績値 81.0%]

④ 地域包括ケアシステムの構築

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現するため、先進事例の情報提供やアドバイザーの派遣などにより、地域の特性に応じた市町村の主体的な取組を支援するとともに、地域の関係機関や団体の連携により医療・介護が一体的に提供できる体制を構築するため、その仕組みづくりや研修等の実施により、在宅医療や介護における専門的な人材の確保・養成に取り組みます。

K P I : ■地域ケア会議開催市町村数 : 33 市町村 (毎年度) [H26 実績値 30 市町村]
■在宅医療連携拠点設置圏域数 : 9 圏域 [H26 実績値 3 圏域]

⑤ 安全・安心のセーフティネットづくり

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との円滑な連携により、生活保護を必要とする人には確実に保護を実施しつつ、就労による自立の促進等の支援を行うとともに、保護に至る前の段階の自立支援策として、自立相談支援事業等を実施します。

KPI：■支援対象者のうち就労者数：156人（毎年度）

<県民総参加の取組>

市町村は、県との協力による医学部進学、医学生への修学支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成に取り組みます。また、住み慣れた地域で高齢者などの自立した生活を適切に支援するために、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人など地域の福祉事業者、福祉活動団体等と協力し、住民参加による生活支援の仕組みづくりを推進するとともに、医療、介護、予防、住まい、日常生活の支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

医療機関は、住民の生活や病態に応じて、介護施設等との連携の下に適切な医療と介護を包括的に提供していくため、医療従事者と介護関係者による多職種連携を進め、必要に応じて専門医療や高度医療を紹介し、良質な医療サービスを提供します。

福祉事業者は、福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供、専門的知識を生かした地域福祉活動の支援等に取り組みます。福祉関係団体は、ボランティア養成、ボランティア活動の推進、生活支援の仕組みづくりへの参画による地域福祉活動の支援等に取り組みます。

県民は、医療機関の役割分担に応じた適切な受診を心掛けるなど、NPO等と共に地域医療を支える活動を推進します。また、県民・NPO等は、住民相互の身近な支え合いや地域の生活支援の取組に参加、協力します。

県は、市町村との協力による医学部進学、医学生への修学の支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成、医療機関の機能分担や連携の促進、県民総参加型の地域医療体制づくりに取り組みます。また、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援、相談支援体制の整備と強化、福祉を担う人材の確保・育成、福祉サービス基盤の整備と充実などを推進します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(医療機関・高等教育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な医療サービスの提供 ・医療機関の連携の推進 ・専門医療、高度医療の提供等 ・医師をはじめとした医療人材の育成 <p>(福祉事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の専門的知識を活かした地域福祉活動の支援 ・ユニバーサルデザインの考えに基づく事業展開 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・在宅医療を含む住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・救急医療に係る医療機関との連携 ・地域医療を支える県民運動の取組
---------------	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供 ・福祉サービス事業者の確保・育成 ・利用者の権利擁護の推進 (団体・企業) ・地域医療を支える県民運動の取組 ・県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 ・ボランティアの養成・活動の推進 ・地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働 (県民・NPO等) ・医療情報の適切な活用 ・医療機関の役割分担に応じた適切な受診 ・地域医療を支える県民運動の取組 ・県・市町村の計画策定や政策形成への参画 ・住民相互の身近な支え合い（見守り活動、話し相手、認知症サポーター等） ・地域における生活支援への参加、協力 ・ボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築 ・市町村計画の策定 ・相談支援機能の強化、ワンストップ体制の整備 ・関係機関等との保健・医療・福祉の連携強化 ・住民参加による生活支援の仕組みづくりの推進 ・福祉サービス基盤の計画的な整備
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師をはじめとした医療人材の養成・確保 ・医療機能の分担と連携体制の推進 ・地域医療を支える県民運動の総合的な推進 ・県民への医療情報の適切な提供等 ・高度専門救急医療の確保 ・医療・介護・福祉の連携の推進 ・各種計画の策定及び市町村計画の策定支援 ・福祉を担う人材の確保・育成とその支援 ・ボランティア活動の促進 ・市町村、事業者等との連携による相談支援体制の整備促進 ・福祉サービス基盤の整備促進 ・福祉サービスの質の確保のための事業者指導 ・地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築 	

《健康・長生きの支援》

① がん対策の推進

- ・ がん予防及びがんの早期発見を図るため、生活習慣の改善及びがん検診に係る普及啓発などの取組を推進します。
- ・ 質の高いがん医療の提供や、がん患者やその家族の療養生活の質の向上を図るため、がん診療連携拠点病院が行うがん医療従事者研修や相談支援の取組を引き続き支援するとともに、がん患者や家族等に対する支援や、がんに関する各種の情報提供・普及啓発の強化を図ります。

K P I : ■75歳未満のがんによる年齢調整死亡率（人口10万対）：72.8（H29）〔H25実績値80.8〕

② 脳卒中予防

- ・ 「健康いわて21プラン（第2次）」に基づき、広く生活習慣病の予防に取り組むとともに、「岩手県脳卒中予防県民会議」において、全県を挙げた活動を推進します。
- ・ 企業等に対して、岩手県脳卒中予防県民会議構成団体への加入を働きかけるなど、広く県民の参画を図りながら、減塩等の食生活改善、適度な運動習慣の定着、禁煙施策を推進します。

K P I : ■脳卒中の年齢調整死亡率（人口10万対）【男性】：56.0〔H25実績値61.9〕
■脳卒中の年齢調整死亡率（人口10万対）【女性】：28.0〔H25実績値33.1〕

③ 特定健診・特定保健指導

- ・ 市町村・医療保険者・健診機関などの関係団体と課題の情報共有を図るとともに、関係団体の取組を支援するなど、県民が特定健診を受診しやすい環境の整備に取り組むことにより、特定健診受診率の向上を図り、特定保健指導の取組を推進します。

K P I : ■特定健診受診率：70.0%〔H24実績値46.2%〕

④ 自殺対策

- ・ 「岩手県自殺対策アクションプラン」に基づき、包括的自殺対策プログラム（久慈モデル）の県内全域での実施・定着を図るため、ゲートキーパー等の人材養成や普及啓発等に取り組むほか、50代の男性、70歳以上の女性を対象とした取組を強化するとともに、市町村及び民間団体の取組を支援します。

K P I : ■自殺死亡率（人口10万対）：23.2〔H26実績値26.6〕

＜県民総参加の取組＞

市町村は、生活習慣病対策として、がんの予防・早期発見に関する施策の推進や脳卒中予防のための健康教育、普及啓発を行うとともに、がん検診や特定健診・特定保健指導の実施主体として受診率の向上などに取り組みます。また、自殺対策を地域の実情に応じて進めていきます。

医療機関は、がんの予防や早期発見に寄与するとともに、がん患者に対する良質かつ適切な医療の提供を行います。

団体・企業は、がんを予防し検診を受診できる職場環境の整備に取り組むとともに、岩手県脳卒中予防県民会議への参画や県民大会への参加による普及啓発、減塩等の取組を行います。

学校は、がん教育の推進に取り組むとともに、健康教育や健診等を通じて、児童・生徒の健康増進を図ります。

県民・NPO等は、がんに関する知識を習得し、がん検診を受診するとともに、減塩活動に取り組みます。

県は、生活習慣病対策として、がん対策の推進、脳卒中予防の取組、健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成、地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援、県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。また、自殺対策について、関係機関の連携・調整と施策全体の推進方向の企画・立案、市町村の取組の支援等を行います。

<p>県以外の主体</p>	<p>(医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんの予防・早期発見への寄与 ・がん患者・家族との共通理解の下での良質かつ適切な医療の提供 <p>(団体・企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員ががんを予防し検診を受診できる職場環境の整備 ・がんに罹患した従業員が働きながら治療・療養し、又はがん罹患した家族の看護・介護ができる職場環境の整備 ・岩手県脳卒中予防県民会議への参画や、県民大会への参加による普及啓発 ・「いわて減塩・適塩の日」の設定に伴う民間事業者による減塩等の取組 ・労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じたがんの予防・早期発見に関する施策の推進 ・脳卒中予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発 ・住民に対する個別支援、保健指導 ・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 ・自殺対策に関する普及啓発、相談支援、要支援者の早期対応、住民組織の育成及び支援
---------------	--	--

	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん教育の推進 ・児童・生徒の健康増進 <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんに関する知識の習得、がんの予防に必要な注意 ・がん検診の受診 ・関係団体による減塩活動 ・かかりつけ医を持つこと ・県民の自主的な健康づくりの支援 ・自らの生活習慣改善による心身の健康づくり ・疾病の早期発見・早期予防のための積極的な健診等の受診 	
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策の推進に関する総合的な施策の策定・実施 ・脳卒中死亡率全国ワースト1からの脱却と健康寿命の延伸への取組 ・県民や関係機関・団体に対する健康課題の周知啓発 ・公共的施設における受動喫煙防止対策の推進 ・歯科保健などについての普及啓発 ・自殺対策に係る市町村・民間団体への支援及び部局横断的な施策の総合調整 	

IV 総合戦略の推進と市町村との協働

1 総合戦略の推進	102
(1) 推進体制	102
(2) 成果を重視した数値目標の設定とPDCAサイクルの徹底	102
2 市町村との協働体制の強化	104

1 総合戦略の推進

「地域経営³¹」の考え方で本戦略に定めた取組を着実に推進するとともに、効果を検証し、見直しを行っていくため、PDCAサイクルを構築します。

(1) 推進体制

ふるさと振興の実現には、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要です。

この考え方にに基づき、「Ⅲ 総合戦略の展開」においては、各分野から意見も聞きながら県民総参加の取組を盛り込みました。ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうためには、雇用の創出を担う民間事業者や子育て支援を担うNPO、各種団体など、あらゆる主体が協働して取り組むことが必要であり、県は、今後も民間事業者や関係団体などとの協働を進めながら、県民総参加の取組として、本戦略に定めた取組を着実に推進していきます。

(2) 成果を重視した数値目標の設定とPDCAサイクルの徹底

(KPIの設定とPDCAサイクルの徹底)

戦略の実効性を高めていくためには、今回策定した戦略に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

県では、これまで効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るため、本県の県行政に関する基本的な計画である「いわて県民計画」アクションプランの主要施策について指標を設定し、その達成状況や課題等を検証の上、その結果を次の政策等に適切に反映させる「政策評価」を行っています。

本戦略においても、本県におけるこうした政策評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、前章までに設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行います。

³¹ 県民、企業、NPO、市町村や県などの地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合い、総力を結集しながら、地域の歴史的・文化的・経済的・人的資源を最大限に活用し、地域の個性や特色を生かした取組を展開することにより、地域の価値を高めていくこと。

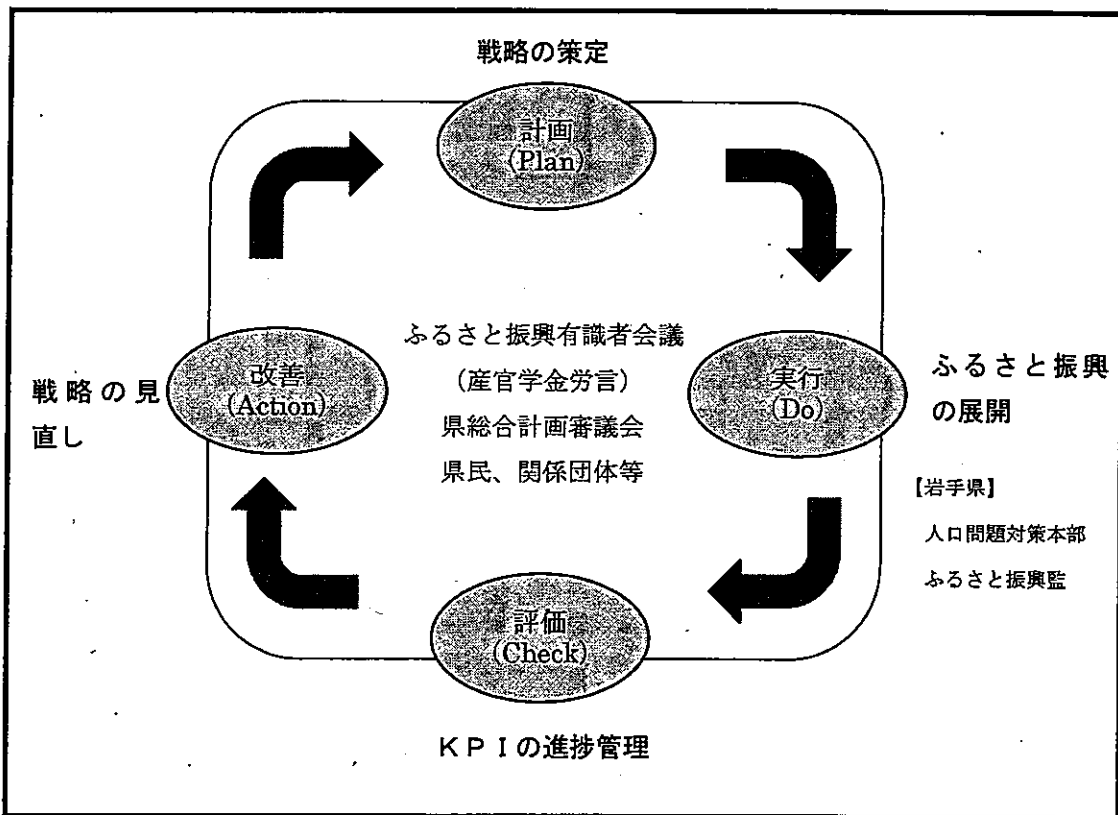
(KPIの進捗管理)

戦略の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、戦略の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本戦略において設定したKPIについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、岩手県総合計画審議会等に報告するとともに、県民に対して公表することとします。

県は、岩手県総合計画審議会や県民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映させるとともに、必要に応じて、戦略の見直しを図っていきます。

【総合戦略のPDCAサイクル】



2 市町村との協働体制の強化

◎ 人口減少は、県内においても、各地域によって特性が異なることから、それぞれの課題に対応した施策を検討し、重点的に取り組んでいく必要があります。また、連携中枢都市圏、定住自立圏など、地域連携の推進に取り組むとともに、県内の地域連携の動きを支援していきます。

- ・ ふるさと振興は、地域づくりを担う市町村との連携が不可欠であり、県は市町村の取組と一体となって、対策に取り組んでいく必要があります。
- ・ このため、引き続き、県・市町村人口問題連絡会議等を通じ、幅広く意見交換を行っていくとともに、県庁各部局や広域振興局に設置したふるさと振興監を中心に、積極的な支援・協働体制を構築しながら、市町村との連携を十分密なものとし、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的に発揮されるよう進めていきます。

【市町村と連携しながら検討を進めるべき施策の例】

- ・ 広域での婚活イベント開催や縁結びアドバイザー設置
- ・ 妊産婦ケアセンターの設置
- ・ 不妊治療給付費の拡充
- ・ 児童生徒を対象とした「誕生学」等出前講座
- ・ 育児アドバイザーの設置
- ・ 保育施設整備
- ・ 成人式等の機会を捉えた、又は父母等を通じたUIターン・システムへの情報登録
- ・ 父母等への県内企業情報の提供
- ・ 定住に関する取組情報の共有
- ・ 空き家等を活用した定住促進
- ・ 移住体験ツアーの広域化
- ・ 移住者等の地域受入れコーディネーターの育成
- ・ 地域おこし協力隊制度の積極活用
- ・ 移住者のニーズに基づく各ステージでの支援策を再構築・強化

<地域状況に応じた取組の例>

- ・ 人口減少は、岩手県全体で同時に進行しているものであるが、市町村ごとの出生率や人口移動の状況には、違いが見られます。

自然増減、社会増減の人口減少全体への影響度について、まち・ひと・しごと創生本部の示す方法により分類したのが、下図5³²です。

- ・ 下図5によれば、県内の市町村には、人口移動収束による人口増加の効果が高い自治体、出生率回復による効果が高い自治体の双方が存在しており、人口減少問題に対し、県内一律の対応ではなく、地域の事情に応じた対策が必要です。

(図5)

将来推計人口における自然増減と社会増減の影響度(岩手県:市町村名表示)

		出生率回復による人口増加の効果(社人研推計の2040年人口との比較)					総計	
		1 (100%未満)	2 (100~105%)	3 (105~110%)	4 (110~115%)	5 (115%以上)		
(社人研推計の2040年人口との比較)	↑小	1 (100%未満)	0	0	2 滝沢市、金ヶ崎町	0	0	2
		2 (100~110%)	0	0	4 盛岡市、花巻市、北上市、紫波町	0	0	4
		3 (110~120%)	0	3 遠野市、西和賀町、平泉町、	11 大船渡市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、雫石町、葛巻町、矢巾町、住田町、軽米町、九戸村	0	0	14
		4 (120~130%)	0	2 田野畑村、菅代村	11 宮古市、久慈市、釜石市、八幡平市、岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、洋野町、一戸町	0	0	13
		5 (130%以上)	0	0	0	0	0	0
	大↓	総計	0	5	28	0	0	33

- ・ なお、県内では、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組、さらには隣接県との県際連携の取組など、人口減少問題に広域的に連携していく動きが見られます。

広域連携に当たっては、人口や行政サービス、インフラ等の生活基盤面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携を行い、一定の圏域人口の下で、活力ある地域社会を構築することが重要です。

県としては、活力ある経済・生活圏の形成に向け、県内市町村の広域連携の取組を積極的に支援していきます。

³² 各市町村で出生率が人口置換水準(2.1)になった場合と、人口移動が完全に収束した場合(社会増減が±0)にこれまでの推計とどの程度の差が出るかを影響度として示したもの。

- ・ 連携中枢都市圏については、平成 26 年度に盛岡市が盛岡広域圏において新たな広域連携モデル構築事業に取り組んだほか、平成 27 年度の新たな広域連携促進事業に盛岡市と滝沢市が総務省から採択され、取り組んでいるところです。
- ・ 定住自立圏については、現在、一関市と平泉町が圏域を形成し、取組を進めています。

また、県内にはこのほか定住自立圏の中心都市の要件を満たす市が 5 市（宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、奥州市）あり、県南地域では北上市・奥州市・金ケ崎町、西和賀町の 2 市 2 町による定住自立圏の形成について合意するなど、広域連携に向けた検討を進めている圏域もあることから、県としても、各地域の実情に応じ支援を積極的に行っていきます。
- ・ また、市町村間や市町村と県の新たな連携を推進するため、新たに制度化された「連携協約」に基づく地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みなど、様々な広域連携の仕組みを市町村が有効に活用できるよう、研修会の開催や先進事例の紹介等、市町村のニーズに応じた支援を行っていきます。

子ども・子育て支援新制度の本格施行について

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、消費税率の引き上げによる新たな財源を確保して、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

(2) 主なポイント

ア 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

イ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

ウ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）の充実

(3) 子ども・子育て支援新制度施行日

平成 27 年 4 月 1 日から本格施行

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の状況

(1) 保育を必要とする子どもに係る施設等の状況

（各年度 4 月 1 日現在）

	年度区分	施設・事業数 (単位：箇所)	定員 (単位：人)		
			計	1号	2号+3号
認定こども園	H27	39	6,428	3,158	3,270
	H26	30	5,038	3,047	1,991
	増減	9	1,390	111	1,279
保育所 (※)	H27	340	25,942	0	25,942
	H26	339	25,690	0	25,690
	増減	1	252	0	252
特定地域型 保育事業	H27	10	150	0	150
	H26	0	0	0	0
	増減	10	150	0	150
計	H27	389	32,520	3,158	29,362
	H26	369	30,728	3,047	27,681
	増減	20	1,792	111	1,681

(※) 認定こども園を除く。

(2) 幼稚園（認定こども園を除く。）の状況

ア 新制度に移行した幼稚園

57 箇所（公立 52 箇所、私立 5 箇所）

イ 新制度に移行しない幼稚園

49 箇所（私立のみ）

いわての子どもの貧困対策推進計画（仮称）の策定について

1 経緯

- (1) 子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月 17 日に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号。以下「法」という。）が施行された。
- (2) 国では、平成 26 年 8 月 29 日、法第 8 条に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」を策定した。
- (3) 法第 9 条により、都道府県においては、同大綱を勘案し、計画を策定することが努力義務とされた。

◇ 国の大綱に掲げる主な事項

基本的な方針、子供の貧困に関する指標（25 の指標）、指標の改善に向けた施策（①教育支援、②生活支援、③保護者への就労支援、④経済的支援）

2 対応

都道府県における子どもの貧困対策計画の策定は、努力義務とされているところであるが、子どもの貧困対策は重要な課題であることから、平成 27 年度中に計画を策定することとしたもの。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から施行しているいわての子どもを健やかに育む条例の基本理念（子どもの権利の尊重）を踏まえた取組としても位置付けるもの。

3 計画の内容（案）

項目	主な記載内容
(1) はじめに	趣旨、位置付け、計画期間
(2) 子どもの貧困を取り巻く現状	生活保護世帯やひとり親世帯等の状況、大綱指標
(3) 施策の具体的推進	国の大綱の 4 つの重点施策（教育支援、生活支援、保護者支援、経済支援）に対応する施策・推進方向
(4) 主な指標	指標・目標値
(5) その他	計画の推進、関係資料

4 計画策定スケジュール

年月	内容
H27 年 7 月 9 日	第 1 回いわての子どもの貧困対策推進計画検討委員会
10 月	第 2 回いわての子どもの貧困対策推進計画検討委員会
12 月	パブリック・コメント
H28 年 2 月	第 3 回いわての子どもの貧困対策推進計画検討委員会
3 月	計画策定